鹿児島県公報

平成27年5月22日(金)第3112号の2



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

公安委員会規則

- ○運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正 する規則(※) (免許管理課取扱い)1
- ○違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則(※)

(免許管理課取扱い) 1

公安委員会規則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第15号

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

運転免許の保留等の処分を受けた者に対する講習等の実施に関する規則(昭和40年鹿児島県公安委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

- 第3条第2項中「酒気おび」を「酒気帯び」に改める。
- 第5条第2項第3号を次のように改める。
- (3) 講習指導員は,運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号) 第7条第2項に定めるほか,次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - ア 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。) について不正 な行為をしたため運転適性指導員,停止処分者講習指導員,高齢者講習指導員又は違反 者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
 - イ 法第117条の2の2第11号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していない者
- 第5条第2項第4号を削り、同条第4項中「ときは、」の次に「受託者に」を加え、「の承認」を削り、「こと」の次に「を求めること」を加える。

附則

この規則は,公布の日から施行する。

ᆂᆮᅺᆇᇄᇰᇦᆄᇬᆖᄜᅩᅺᄓᇄᇰᅠᅺᇰᅺᆛᅮᅩᅺᄱᇄᇰᅩᅩᇰ

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年5月22日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第16号

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則(平成10年鹿児島県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「なお」を「この場合において」に改める。

第16条を次のように改める。

(講習指導員)

- 第16条 講習指導員は,運転免許に係る講習に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第4号)第7条第2項に定めるほか,次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。
 - (1) 運転適性指導(法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。)について不正な 行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は本講習 指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者
 - (2) 法第117条の2の2第11号の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者
 - (3) 自動車の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成25年法律第86号) 第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((2)に規定する罪 を除く。)を犯し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けるこ とがなくなった日から起算して2年を経過していない者

第17条の見出しを「(講習指導員資格取消し等)」に改め、同条中「の承認」を削り、「こと」の次に「を求めること」を加える。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式(第18条関係)

違反者講習結果報告書

年 月 日

印

鹿児島県公安委員会 殿

講習受託機関名

管 理 者

下記の者について,道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する講習を 月 日に終了したので報告する。

記

番号 氏 名 生年月日 住 所 性別 免許証番号 講習の実施 区 分 の 氏 名	FL .								
	番号		住 所	性別	免許証番号			備考	

附則

この規則は,公布の日から施行する。